## 令和7年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について

猪名川町教育委員会

令和7年度使用教科用図書の採択に関して、方針及び組織について次のように定める。

### 1 令和7年度使用教科用図書の採択方針について

令和7年度使用川西採択地区教科用図書採択に関する方針を、次のとおり定める。

## (1) 採択の基本方針

ア 文部科学省及び兵庫県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の権限と責任の下、公正確保を徹底し適正な手続きを行う。

イ 採択に当たっては、兵庫県教育委員会発行の「調査研究資料」を参考に、当地区 の教育的文化的諸条件及び義務教育諸学校間の連携を考慮し、十分な調査研究を行 い、慎重に採択する。

## (2) 採択の方法

ア 小学校

令和5年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。

## イ 中学校

全ての教科書について、令和5年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「中学校用教科書目録(令和7年度使用)」に登載されているもののうちから採択すること。

## ウ特別支援学級

文部科学省検定済教科書(下学年用含む)、文部科学省著作教科書を使用する方向で検討し、児童生徒の実態に応じて、学校教育法附則第9条第1項の規定による「一般図書(特別支援学校・学級用)」(以下「一般図書」という。)を採択すること。

# (ア) 文部科学省著作教科書

小学校

令和5年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。

### ②中学校

全ての教科書について、令和5年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「特別支援学校用(小・中学校)教科書目録(令和7年度使用)」に登載されている中学校用の教科書のうちから採択すること。

### (イ) 一般図書

一般図書については毎年度異なる図書を採択することができるが、その際、文部科学省発行の「令和6年度用一般図書契約予定一覧」及び兵庫県教育委員会発行の「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書調査研究資料」を参考に採択すること。

- エ 学習者用デジタル教科書の考慮について
  - (ア) 教科書採択は紙の教科書を決定する行為であり、調査・検討の対象は紙の教 科書であることが基本となること。
  - (イ)令和6年度以降、英語のデジタル教科書(以下「デジタル教科書」という。) が紙の教科書と併せて提供される予定であり、令和6年度の中学校英語の教科書採 択については、中学校英語のデジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることが できること。
- オ ユニバーサルデザインに関する配慮について

教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無に かかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについて比較検 討することが望ましいこと。

## 2 令和7年度使用教科用図書の採択に関する組織について

- (1) 猪名川町立小・中学校(特別支援学級を含む。) 教科用図書採択の組織
  - ア 猪名川町教育委員会は、兵庫県教科用図書採択地区に基づき、川西市教育委員会 と共同して川西採択地区協議会(以下「協議会」という。)を組織し、協議会にお ける協議の結果に基づいて、令和7年度使用教科用図書を採択する。
  - イ 協議会の委員は、規約に基づき、教育長、教育委員、義務教育諸学校校長及び教 員、保護者、学識経験者並びに関係市町教育委員会事務局職員より選任する。
  - ウ 協議会は、義務教育諸学校教員から、調査員を委嘱して、教科用図書の調査研究 を依頼することができる。調査員は、調査委員会を組織する。
  - エ 調査員は、教科用図書について調査研究を十分に行い、調査委員会は、これを協議会に報告する。

## (2)協議会の任務

令和7年度使用教科用図書について、校種、種目及び種類ごとに教科用図書を調査研究し、選定を行い、教育委員会にその種類・理由を通知する。

